

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 26 日（火）第 501 号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○特定都市河川浸水被害対策法施行細則（※）

（河川課取扱い） 1

規 則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 9 号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び鹿児島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和 6 年鹿児島県条例第 4 号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第 3 条 省令第16条第 1 項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第 1 項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（計画説明書）

第 4 条 省令第16条第 2 項の計画説明書の様式は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（別記第 1 号様式）のとおりとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等）

第 5 条 法第37条第 2 項の申請書の様式は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記第 2 号様式）のとおりとする。

2 法第37条第 3 項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（別記第 3 号様式）を提出することにより行わなければならない。

3 法第37条第 4 項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書を提出することにより行わなければならない。

4 第 1 項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第18条第 1 項各号に掲げる図書のうち法第31条第 1 項各号に掲げる事項の変更（法第37条第 1 項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第18条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第 6 条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手

したときは、速やかに、その旨を記載した雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（別記第4号様式）により、知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第7条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置
- (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第8条 省令第26条第1項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）
- (2) 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上のものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第9条 省令第26条第2項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（検査済証の交付）

第10条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（別記第5号様式）を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。

（標識の様式）

第11条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第38条第3項に規定する標識 別記第6号様式
- (2) 法第41条第3項に規定する標識 別記第7号様式
- (3) 法第45条第1項に規定する標識 別記第8号様式
- (4) 法第54条第1項に規定する標識 別記第9号様式
- (5) 法第73条第3項に規定する標識 別記第10号様式

（身分証明書）

第12条 法第42条第2項及び第74条第2項（法第77条第5項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）の別記様式の例によるものとする。

（書類の提出部数）

第13条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及びその写し1部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号 様 式 (第 4 条 関 係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設 計 者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所		郵便番号 電話番号							
	氏 名									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法 面 無)	道 路 (法 面 有)	鉄道路線 (法面無)	鉄道路線 (法面有)	飛行場 (法 面 無)	飛行場 (法 面 有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合 計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法 面 無)	道 路 (法 面 有)	鉄道路線 (法面無)	鉄道路線 (法面有)	飛行場 (法 面 有)	飛行場 (法 面 有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合 計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			m ³ /秒			行為後の流出雨水量			m ³ /秒
	雨水貯留浸透施設の計画			名 称		容量又は規模及び構造		管理者 (帰属先)		
そ の 他										

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者 (帰属先) 等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 2 号 様 式 (第 5 条 関 係)

雨 水 浸 透 阻 害 行 為 変 更 許 可 申 請 (協 議) 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

申 請 者 (協 議 者) 住 所
氏 名

〔 法 人 に あ っ て は , 主 た る 事 務 所 の
所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕
電 話 番 号

第 37 条 第 1 項
特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 第 37 条 第 4 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 35 条 の 規 定 に よ り , 雨
水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 を 受 け た 事 項 の 変 更 に つ い て 許 可 を 申 請 し ま す 。
に つ い て 協 議 が 成 立 し た 協 議

変 更 に 係 る 事 項	1 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
	2 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 区 域 の 面 積	m ²
	3 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 す る 工 事 の 計 画 の 概 要	
	4 対 策 工 事 の 計 画 の 概 要	
変 更 の 理 由		
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号
伴 工 事 変 更 計 画 の 事 変 更 に	1 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 す る 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	2 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	3 対 策 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	4 対 策 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注 1 変 更 に 係 る 事 項 の 欄 及 び 工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 い 変 更 す る 事 項 の 欄 は , 変 更 を し よ う
と す る 事 項 に つ い て , 変 更 後 の も の を 記 載 す る こ と 。

2 そ の 他 必 要 な 事 項 の 欄 は , 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 を 受 け た 事 項 の 変 更 を 行 う こ と に
つ い て , 都 市 計 画 法 , 農 地 法 そ の 他 の 法 令 に よ る 許 可 , 認 可 等 を 要 す る 場 合 に , そ の 手
続 の 状 況 を 記 載 す る こ と 。

3 ※ 印 の あ る 欄 は , 記 載 し な い こ と 。

4 用 紙 の 大 き さ は , 日 本 産 業 規 格 A 列 4 番 と す る 。

第 3 号 様 式 (第 5 条 関 係)

雨 水 浸 透 阻 害 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

届 出 者 住 所
氏 名
〔 法 人 に あ っ て は , 主 た る 事 務 所 の
所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕
電 話 番 号

特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 第 37 条 第 3 項 の 規 定 に よ り , 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 を 受 け た 事 項 を 変 更 し ま し た の で , 次 の と お り 届 け 出 ます 。

雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称			
変 更 に 係 る 事 項	雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 する 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	対 策 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	対 策 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用 紙 の 大 き さ は , 日 本 産 業 規 格 A 列 4 番 と す る 。

第 4 号 様 式 (第 6 条 関 係)

雨 水 浸 透 阻 害 行 為 に 関 す る 工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

届 出 者 住 所
氏 名〔 法 人 に あ っ て は , 主 た る 事 務 所 の
所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕
電 話 番 号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 6 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工
事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたの
で届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の 着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれ る地域の名称	
工 事 施 工 者 （法人にあっ ては、主たる 事務所の所在 地、名称及び 代表者の氏 名）	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話番号)
	現場管理者の氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 5 号 様 式 (第 10 条 関 係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

鹿 児 島 県 知 事

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日 検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表の氏名)	住 所
	氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式（第11条関係）

90cm	
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	
鹿 児 島 県	
70cm	施設の名称
	検査済証番号
	施設の容量又は規模及び構造の概要
	鹿児島県知事の許可を要する行為
	施設の管理者及び連絡先
	標識の設置者及び連絡先
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル，横30センチメートル」又は「縦8センチメートル，横15センチメートル」とする。

第 8 号 様 式 (第 11 条 関 係)

90cm	
保 全 調 整 池	
鹿 児 島 県	
70cm	<p>名称</p> <p>指定番号</p> <p>容量及び構造の概要</p> <p>鹿児島県知事への届出を要する行為</p> <p>保全調整池の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p> <p>○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。</p>

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第 9 号 様 式 (第 11 条 関 係)

90cm

貯 留 機 能 保 全 区 域

鹿 児 島 県

名称
指定番号
位置
貯留機能保全区域の管理者及び連絡先
標識の設置者及び連絡先

○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第 10 号 様 式 (第 11 条 関 係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(浸水被害防止区域に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第 73 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで
を命じた。

年 月 日

鹿児島県知事

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。